

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 十 号

平成十四年五月十七日(金曜日) 午前十一時二分開議

- 出席委員  
委員長 河村 建夫君  
理事 齊藤斗志二君  
理事 田野瀬良太郎君  
理事 平野 博文君  
理事 武山百合子君  
理事 伊藤信太郎君  
理事 岡下 信子君  
理事 左藤 章君  
理事 谷垣 禎一君  
理事 林田 彪君  
理事 松宮 勲君  
理事 森田 健作君  
理事 鎌田さゆり君  
理事 中野 寛成君  
理事 牧 義夫君  
理事 山口 壯君  
理事 池坊 保子君  
理事 佐藤 公治君  
理事 春名 真章君  
理事 山内 惠子君

- 理事 鈴木 恒夫君  
理事 増田 敏男君  
理事 山谷えり子君  
理事 小淵 優子君  
理事 近藤 基彦君  
理事 高市 早苗君  
理事 谷田 武彦君  
理事 松野 博一君  
理事 森岡 正宏君  
理事 大石 尚子君  
理事 中津川博郷君  
理事 藤村 修君  
理事 牧野 聖修君  
理事 山元 勉君  
理事 西 博義君  
理事 石井 郁子君  
理事 中西 績介君

- 委員の異動  
五月十七日  
辞任  
杉山 憲夫君  
児玉 健次君  
同日  
辞任  
左藤 章君  
春名 真章君  
補欠選任  
杉山 憲夫君  
児玉 健次君

第一類第六号 文部科学委員会議録第十号 平成十四年五月十七日

五月十六日  
教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

四月二十六日  
行き届いた教育、心の通う学校に関する請願(中川智子君紹介)(第二四一五号)  
五月十七日  
私学助成大幅増額と三十人以下学級の実現に関する請願(山田正彦君紹介)(第二八九一号)  
は本委員会に付託された。

五月十六日  
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情書(静岡県清水市旭町六の八森憲)(第四三三号)  
国立沖縄産業技術大学の創設に関する陳情書(那覇市泉崎一の一我那覇生隆)(第四四四号)  
ノーマライゼーションの理念に基づく学校教育の推進に関する陳情書(富山市新総曲輪一の七東保和雄外六名)(第四五五号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

○河村委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、教育公務員特例法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
趣旨の説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。  
教育公務員特例法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○遠山國務大臣 このたび、政府から提出いたしました教育公務員特例法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学校教育の成否は、その直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きく、教育改革を推進するに当たり、その向上は極めて重要な課題の一つであります。

特に、新学習指導要領のもと、基礎、基本を確実に身につけさせ、みずから学び考える力などを育成し、確かな学力の向上を図るとともに、心の教育の充実を図るためには、実際に指導に当たる教諭等にこれまで以上の指導力が必要とされております。

この法律案は、このような観点から、教諭等としての在職期間が十年に達した者に対する個々の能力、適性等に応じた研修を制度化するものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、国公立の小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間が十年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施しなければならぬこととすることとあります。

第二に、任命権者は、この研修を実施するに当たり、研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、個々の教諭等ごとに研修に関する計画書を作成しなければならぬこととすることとあります。

最後に、この法律は、平成十五年四月一日から施行することとあります。

このほか、所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○河村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十二日水曜日午前十時五十分理事會、午前十一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。  
午前十一時四分散會

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二」を「第二十条の四」に、

「第二十条の三」「第二十条の六」を「第二十条の五」「第二十条の八」に改める。

第二条第二項中「第二十条の二第三項」を「第二十条の二第二項」に改める。

第二十条の二第二項を削り、同条第三項中「教育委員会。」の下に「次条第二項及び」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四章中第二十条の六を第二十条の八とし、第二十条の五を第二十条の七とし、第二十条の四を第二十条の六とする。

第二十条の三第一項中「第二十条の五第二項を『第二十条の七第二項』に改め、同条を第二十条の五とする。

第三章中第二十条の二の次に次の二条を加える。

(十年経験者研修)  
第二十条の三 小学校等の教諭等の任命権者は、

小学校等の教諭等に対して、その在職期間(私立の小学校等の教諭等としての在職期間を含む)が十年(特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に依りて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「十年経験者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。  
(研修計画の体系的な樹立)

第二十条の四 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(幼稚園の教諭等に対する研修の特例)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。)以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師(次項において「教諭等」という。)に対する改正後の教育公務員特例法第二十条の三第一項の十年経験者研修(次項において「十年経験者研修」という。)は、当分の間、同条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)  
第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項中「並びに第二十条の二第一項及び第二項」を、「第二十条の二第一項、第二十条の三第一項及び第二十条の四」に改める。

附則第二十六条を附則第二十七条とし、附則第二十五条の次に次の一条を加える。

(中核市の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭等に対する研修の特例)

第二十六条 中核市の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十条の三第一項の十年経験者研修は、当分の間、新法第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

- 一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第十八条第二号
- 二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二十四条第二号

理由

教員の資質能力の向上を図るため、国立及び公立の小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間が十年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じた研修を実施しなければならないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。